

岐阜県公報

号外 (1) 平成二十六年三月十一日

四 次

公示

新税務システム開発及び運用・保守業務委託に関する一般競争入札公告

(税務課) ベガ

新税務システム開発及び運用・保守業務委託について、一般競争入札を行ひるべく、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第51号)第4条の規定によつて公示す。

平成二十六年三月十一日

岐阜県知事 中 田 雄

1 一般競争入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

新税務システム開発及び運用・保守業務 一式

(2) 特定役務の概要

ア 設計、プログラミング、テスト、移行、研修、環境構築及び計画・管理に係るもの

イ 運用及び保守に係るもの

(3) 特定役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日から平成33年12月31日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。

<p>(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。</p> <p>(4) 都道府県の委託を受けて、地方税の賦課徴収に係る事務全般に関するシステム開発業務を誠実に履行完了した実績を有する者であること。ただし、汎用機による開発及び汎用機からサーバ機器等への動作環境の置換えのみの開発の実績を除く。</p> <p>(5) 平成25年4月に県が委託した「新税務システム要件定義等支援業務」の受託者及びこの事業者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社又は同一の親会社を有する会社でないこと。</p> <p>3 入札手續等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局</p> <p>住所 〒500-8570 岐阜市薮田南二丁目1番1号</p> <p>部署 岐阜県総務部税務課システム開発係</p> <p>電話 058-272-1111（内線2247）</p> <p>ファックス 058-271-3711</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所</p> <p>ア 交付期間</p> <p>平成26年3月12日（水）から平成26年3月28日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>3の(1)と同じ。</p> <p>(3) 競争入札参加資格の確認</p> <p>ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書に当該申請書において規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで持参し、又は郵送し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>イ 提出期限 平成26年4月4日（金）午後5時</p> <p>期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。</p>	<p>ウ 入札参加資格の確認結果は、平成26年4月11日（金）までに通知する。</p> <p>(4) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日 時 平成26年4月22日（火）午後2時</p> <p>イ 場 所 岐阜市薮田南二丁目1番1号</p> <p>岐阜県庁舎1階 税務課会議室</p> <p>ウ 入札を郵便で行う場合には、平成26年4月21日（月）午後5時までに3の(1)に必着のこと。</p> <p>(5) 開札の日時及び場所</p> <p>入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。</p> <p>(6) 契約条項を示す場所</p> <p>3の(1)と同じ。</p> <p>(7) 入札方法等に関する事項</p> <p>ア 入札方法</p> <p>入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。</p> <p>また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 入札保証金及び契約保証金</p> <p>岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条各号に該当するときは、免除する。</p> <p>ウ 落札者の決定方法</p> <p>落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。</p> <p>エ 入札の無効</p> <p>本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当</p>
--	---

<p>する入札は、無効とする。</p> <p>オ 入札又は開札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、岐阜県議会において当該契約に係る予算議案が可決されなかった場合は、入札の執行を取りやめることがある。</p> <p>入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。</p> <p>カ 落札の無効</p> <p>落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>(3) 電信による入札は、認めない。</p> <p>(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。</p> <p>(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。</p> <p>(6) 落札者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature of the services to be procured:</p> <p>Development, operation and maintenance of the new tax information system</p> <p>(2) Contract fulfillment period:</p> <p>From the date of the contract through 31 December 2021</p>
<p>(3) Date and time for the distribution of the tender documentation:</p> <p>Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 12 March 2014 through 28 March 2014 (excluding weekends and national holidays)</p> <p>(4) Deadline for the submission of bidding registration forms and relevant documents:</p> <p>5:00 p.m., 4 April 2014</p> <p>(5) Applicants will be notified of the screening results by 11 April 2014.</p> <p>Date, time and place for the opening of bids and tenders:</p> <p>The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 2:00 p.m. on 22 April 2014 at the Taxation Division Meeting Room (12F of the Gifu Prefectural Government Office building).</p> <p>(Tenders submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 21 April 2014.)</p> <p>(6) For further information, please contact:</p> <p>Taxation Division, Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government</p> <p>2-1-1 Yabata-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570</p> <p>Tel: 058-272-1111 Ext. 2247</p>

平成二十六年三月十二日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社